平成24年12月５日開会
平成24年12月５日閉会

平成24年三宅町議会
第４回定例会会議録

三　宅　町　議　会

平成２４年１２月三宅町議会第４回定例会会議録目次

招集告示……1

会期日程表……2

第　１　号　（１２月５日）

出席議員……3

欠席議員……3

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3

職務のため会議に出席した者の役職氏名……3

議事日程……4

議長あいさつ……5

町長あいさつ……5

開会の宣告……6

議事日程の報告……6

会議録署名議員の指名……6

会期の決定……6

議案第４２号～議案第５２号、承認第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……6

発議第３号～発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……13

一般質問……14

渡　辺　哲　久　君……14

松　田　睦　男　君……18

中　尾　正　巳　君……24

追加議案の上程……26

同意第６号の上程、説明、質疑、採決……26

副町長あいさつ……28

閉会中の継続審査について……29

町長あいさつ……29

閉会の宣告……30

署名議員……31

三宅町告示第１１３号

平成２４年１２月三宅町議会第４回定例会を
次のとおり招集する

平成２４年１１月２６日

三宅町長　　志　野　孝　光

記

１．招集日時　　平成２４年１２月５日　水曜日
　　午　前　　９時３０分　開　会
２．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２４年１２月三宅町議会第４回定例会

会期日程表

平成２４年１２月　５日水曜日　１日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	１２月５日　水曜日	午前　９時３０分	定　例　会　開　会

平成２４年１２月三宅町議会第４回定例会〔第１号〕

招集の日時　　平成２４年１２月５日水曜日午前９時３０分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	安　井　佞　子	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	古　川　知　津		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

８番議員	池　本　久　隆	１０番議員	梅　本　勝　久

平成２４年１２月三宅町議会第４回定例会〔第１号〕

議　事　日　程

平成２４年１２月　５日　水曜日

午　前　　９時３０分　開　会

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会　期　の　決　定
日程第３	議案第42号	平成24年度三宅町一般会計第６回補正予算について
日程第４	議案第43号	平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第２回補正予算について
日程第５	議案第44号	平成24年度三宅町介護保険特別会計第３回補正予算について
日程第６	議案第45号	平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第２回補正予算について
日程第７	議案第46号	平成24年度三宅町水道事業会計第２回補正予算について
日程第８	議案第47号	三宅町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議案第48号	三宅町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第49号	三宅町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第11	議案第50号	三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第51号	山辺広域行政事務組合規約の変更について
日程第13	議案第52号	山辺広域行政事務組合の財産処分について
日程第14	承認第６号	（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第５回補正予算について
日程第15	発議第３号	三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	発議第４号	三宅町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第17	発議第５号	三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第18	一般質問について	

◎議長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　おはようございます。定刻の時刻となりましたので、始めたいと思います。

本日、平成24年12月三宅町議会第４回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

本日提出されております議案につきましては、平成24年度三宅町一般会計第６回補正予算についてを初めとする議案11件、承認１件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適性妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　開会に先立ち、志野町長よりあいさつをいただきます。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成24年12月三宅町議会第４回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成24年度三宅町一般会計第６回補正予算案をあわせ補正予算案５件、条例の改正案４件、規約の変更案１件、財産処分案１件、専決処分事項報告１件の計12件と多数の重要案件をご提案申し上げ、議会からも発議３件の提案があり、合わせて15件のご審議を願うわけでありますが、今議会の一般会計補正予算において庁舎等備品購入費、各種システムの変更、ネットワークの設定委託等の予算計上をいたしておりますのは、平成25年４月より新たな組織機構による町政運営をスタートさせるための準備を行うためであります。その趣旨といたしましては、部長職を復活させることで職員の立場と責任の所在を明確にし、関係する課をまとめ一つの部とすることで横軸連携を強化し、情報を共有することで事務事業の効率をさらに上げ、住民サービスにつなげてまいります。

また同時に、窓口サービスにおいても関係課を再編、集約することで、住民の皆様に

対し利用しやすい役場となるよう機構改革を行ってまいりますので、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成24年12月三宅町議会第４回定例会は成立いたしましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳勝秀君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により８番議員、池本久隆君、１０番議員、梅本勝久君の２名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳勝秀君）　日程第２、会期の決定についてを議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日の１日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしとの声がありましたので、異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日１日間とすることに決定いたしました。

◎議案第４２号～議案第５２号、承認第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君）　これより議事に入ります。

お諮りします。

日程第３、議案第42号　平成24年度三宅町一般会計第６回補正予算についてより、日

程第14、承認第６号　平成24年度三宅町一般会計第５回補正予算についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略し、議案11件、承認１件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第42号　平成24年度三宅町一般会計第６回補正予算案についてからご説明を申し上げます。

まず、歳出人件費については、職員人件費の確定による減額等が生じたため、人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での増減が多岐にわたっておりますので、説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額としては1,650万円の減額となっております。

次に、款２総務費、項１総務管理費においては、開会のあいさつでもご説明申し上げましたとおり、平成25年４月の新たな組織機構への変更に伴う補正予算を計上いたしており、需用費においては、庁舎３階のクロス張りかえのための維持修繕費等合わせて65万5,000円、備品購入費としては、庁舎等の備品購入並びに小学校、幼児園でのＡＥＤ設置に係る費用等合わせ153万3,000円、補償補てん費及び賠償金では、公用車事故に係る補償補てん費用といたしまして４万8,000円、庁舎ネットワーク等機器設定作業による電算システム委託料及び電算室セキュリティー設備設置委託料合わせ618万6,000円の増額補正をおのおの行っております。項６監査委員費においては、監査委員旅費8,000円の増額を行っております。

次に、款３民生費、項１社会福祉費においては、障害者自立支援事業の給付者の増加により1,171万8,000円、地域の居場所づくり推進事業で135万円、介護保険特別会計繰出金309万5,000円の増額を行っております。

項２児童福祉費においては、乳幼児並びに母子医療費助成事業における手数料並びに

扶助費の増に伴い11万7,000円の増額、委託料では宮古保育園児童委託料への委託料率の変更により156万円の増額を行っております。

款４衛生費、項１保健衛生費においては、定期予防接種対象者の増加に伴い７万1,000円の増額を行っております。

款８土木費、項１道路橋梁費においては、町道２号線道路改良に伴う工損調査委託料として169万1,000円の増額、都市計画総務費では、土地取引事務に係る消耗品費として9,000円の増額補正を行ったものであります。

款９消防費、項１消防費においては、組織機構の変更に伴い、奈良県防災行政通信ネットワークシステムの移動に要する経費として100万円の増額を図っております。

款10教育費、項１教育総務費においては、小学校への用務員の配置を25年４月から予定いたしており、現行の委託先のシルバー人材センターから引き継ぎを行うべく期間が必要なことから、このたびその引き継ぎ期間に係る賃金として３万2,000円の増額を図っております。

款14予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため200万2,000円の増額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、款13国庫支出金及び款14県支出金においては、民生負担金で保育所運営に係る負担金で85万2,000円の増額、障害者自立支援事業費に係る給付費878万8,000円の増額及び福祉医療費助成事業県補助金で５万7,000円の増額、地域の居場所づくり県補助金135万円の増額、土地利用規制等対策補助金の9,000円の増額を行っております。

款19諸収入雑入においては、公用車事故に係る共済金収入並びに23年度後期高齢者医療市町村負担金確定による返還金あわせて365万9,000円の増額を行っております。

以上により、今回の補正額は歳入歳出予算額におのおの1,471万5,000円を増額し、予算総額を34億3,699万4,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第43号　平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第２回補正予算案については、歳出の委託料で、平成25年度事業実施に向けて第２期特定健康診査等実施計画が必要なことから、策定業務委託料として202万7,000円の増額を行い、予備費において同額の減額を行い予算調整を行いました。以上により、今回の補正額は歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

議案第44号　平成24年度三宅町介護保険特別会計第３回補正予算案については、歳出

の項１総務管理費では、介護認定支援ネットサービスシステム改修費で96万6,000円、介護認定審査会費で介護保険サービス利用希望者の増加等により312万9,000円の増額を行い、地域包括支援センター総務費では、職員の人件費の確定により100万円の減額を行っております。

歳入においては、一般会計からの職員の人件費並びにおのおののサービス給付費等に係る繰入金の調整を行い309万5,000円の増額を行っております。以上により、今回の補正額は歳入歳出予算額におのおの309万5,000円を増額し、予算総額を６億1,078万7,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第45号　平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第２回補正予算案については、歳出公下水道費において、職員人件費の不足７万円の増額並びに公共下水道事業の執行残予算647万7,000円を来年度事業への委託料への組みかえを行い、公債費等の財源充当の調整をあわせて補正予算を行ったところであります。以上により、今回の補正額は歳出においておのおの組みかえ補正を行っており、補正額としては増減を相殺しているためございません。

議案第46号　平成24年度三宅町水道事業会計第２回補正予算案については、款21水道事業費用において、職員人件費に12万円の不足が生じたことから、予備費から予算に組みかえを行ったものであります。

なお、水道事業会計においても歳出においておのおの組みかえ補正を行っており、補正額としては増減を相殺しているため、ございません。

議案第47号　三宅町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、災害対策基本法の一部を改正する法律が交付施行されたことに伴い、市町村防災会議については中央防災会議と異なり、防災に関する重要事項の審議について所掌事務として規定されていなかったが、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する点から所掌事務としてこれを追加し、あわせて多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を市町村防災会議の委員に選任できることとされたことから、本条例の一部改正を行うべく提出いたしております。

議案第48号　三宅町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については、先の防災会議条例と同様災害対策基本法の一部改正に伴い、市町村災害対策本部については改正前の災害対策基本法では都道府県防災対策本部と同一の規定で定められていたものを、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、明確化に関連して、新たに災害

対策基本法第23条の２として個別に規定することとなり、本条例の一部を改正すべく提出いたしております。

議案第49号　三宅町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、平成24年５月11日、国では危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれがある新感染症対策のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されました。公布の日から１年以内の政令で定める日に施行されることから、本庁でも国の法令に基づき、このたび条例の制定を行うべく提出いたしております。

議案第50号　三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、25年度４月からの保育時間、24年度まで７時30分から19時、25年度からは７時15分から19時に変更に伴いまして、延長保育事業の時間帯を６時30分から15分早めて６時15分にし、利用料では日額200円、月３回以内、月額2,000円、月４回以上から日額200円、月５回以内、月額2,000円、月６回以上のように、利用回数の変更を行うべく条例の一部改正を提出いたしております。

議案第51号　山辺広域行政事務組合規則の規約の変更については、奈良県消防広域化に伴い広域行政圏施策が廃止されることから、消防団及び消防水利に関する事務が山辺行政事務組合から市町村への移管に伴い、規約の一部変更を行うべく提出いたしております。

議案第52号　山辺広域行政事務組合の財産処分については、さきの規約の変更に伴い非常備消防に係る組合の財産である消防団器具庫３棟、消防車両３台、防火水槽53カ所を組合から市町村への移譲に関し、必要な事項を定めるべく提出いたしております。

承認第６号　（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第５回補正予算については、11月16日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が平成24年12月４日公示、同12月16日投開票とされたことから、こうした動きを受け衆議院議員選挙に向けた予算が必要となり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

以上が本定例会に提出いたしました議案の概要説明でありますので、議員各位におかれましてはご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第３、議案第42号　平成24年度三宅町一般会計第６回補正予算についてより、日

程第14、承認第６号　平成24年度三宅町一般会計第５回補正予算についてまでの議案11件、承認１件を一括議題とし、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　質疑なしとのお声がありましたので、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第３、議案第42号　平成24年度三宅町一般会計第６回補正予算についてまでを採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしと認め、採決をいたします。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第４、議案第43号　平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第２回補正予算について採決を行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第５、議案第44号　平成24年度三宅町介護保険特別会計第３回補正予算についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたします。

お諮りいたします。

日程第６、議案第45号　平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計第２回補正予算について、日程第７、議案第46号　三宅町水道事業会計第２回補正予算の２件を採決します。

本２件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第８、議案第47号　三宅町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、日程第９、議案第48号　三宅町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての２件を採決いたします。

本２件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第10、議案第49号　三宅町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第11、議案第50号　三宅町保育所各種使用料・利用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第12、議案第51号　山辺広域行政事務組合規約の変更について、日程第13、議案第52号　山辺広域行政事務組合の財産処分についての２件を採決します。

本２件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

日程第14、承認第６号　平成24年度一般会計第５回補正予算についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認め、可決することに決定いたします。

◎発議第３号～発議第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君）　続きまして、日程第15、発議第３号　三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第17、発議第５号　三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、提案者の馬場武信議員から提案理由についての説明をお願いします。

馬場武信議員。

○６番（馬場武信君）　発議３号並びに４号、５号議案についての提案理由を申し上げます。

３案いずれも、地方自治法の一部改正に伴う条例の改正並びに規則の改正であります。

発議３号議案は委員会に関する規定の改正であり、また４号議案は政務調査費の名称変更等に伴う改正の条例の改正であります。そして、発議５号議案は条項の改正に伴う規則の改正であります。

以上で提案理由を終わります。よろしくお願いします。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま、馬場武信議員からの提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

日程第15、発議第３号　三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第17、発議第５号　三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまでの３件の質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　質疑なしとのお声がありましたので、質疑なしと認めます。したがって、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　討論なしとお声がありましたので、討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第15、発議第３号　三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第17、発議第５号三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまでの３件を採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（辰巳勝秀君）　次に、日程第18、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇　渡　辺　哲　久　君

○議長（辰巳勝秀君）　１番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

○１番（渡辺哲久君）　一般質問を行います。

最初に、田原本町で起きた児童虐待死亡事件について質問を行います。

質問事項は２点です。

１番目、志野孝光町長がこの虐待を把握し、対処できなかった原因はどこにあると考えていますか。２番目、集中的な支援が必要なケースに適切なケースワークをするためには、人員増強による健康福祉課の体制強化が必要であると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

質問理由、今年の７月、田原本町のアパートで１歳の女の子が母親の虐待により死亡する事件が起きました。奈良県はこの事件の検証チームを立ち上げ、10月30日、報告書が発表されました。

この幼児は、低出生体重児として県保健所から三宅町が引き継ぎを受け、主に三宅町と出生した病院が支援を継続していました。住民票は三宅町にありましたが、実際には田原本町で生活していましたが、両町ともこのことを把握できていませんでした。しかし、把握できなかったのは、町の担当者が職務怠慢だったからとは私は考えていません。母子の支援のために町の担当者は住民票のある三宅町の実家を訪問しています。母子本人になかなか会えなかったようですが、同居家族からはここで暮らしていると言われていたので、何度も訪問を繰り返していました。そのやさきにこの事件が起きました。問題のかなめは、低体重児として母子保健の対象として引き継いだ幼児に、虐待の危険が潜んでいたことに気づけなかった原因はどこにあったのかということです。虐待が起きている場合、虐待の確たる証拠が出てくるのは今回同様、事態が重大化した後でしょう。危険性があると気づけるかどうかは、経験を蓄積した職員や部局の直感によるところが大きいと思われます。また、危険性が高く集中的な支援が必要な困難ケースでは、現場に張りついて一歩入り込み、緊急対応も含めたしっかりとしたかかわりが不可欠です。

また、医療機関や他の社会資源と連携して厚みのあるチームワークを構築していくことも大切です。こうしたケースワークが最も有効で不可欠です。人材育成という点から見ても困難ケースのケースワークを重ねる中、職員の物を見る目が肥え、対人援助のスキルが身につき、人脈も広がり制度の理解も進みます。それができない現状では事態は前へ進みません。しかし、現状を見ると暗澹たる気持ちになります。児童虐待の事件は後を絶ちません。学校のいじめも後を絶ちません。虐待されている子供が他の子供をいじめるようなことも起こります。虐待のケースを初めとして、母子保健や児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉の分野では行政として対応を迫られるケースがどんどんふえてき

ています。まじめな担当者が必死に努力しても追いついていけないばかりか、精神的ストレスと過重労働により病気になってしまう人も珍しくありません。

他方で、制度変更に伴う事務が膨大に膨れ続けています。障害者福祉では、障害者自立支援法に移行して以降、障害程度区分認定調査など実務が複雑化し増大しています。この４月からすべてのサービス利用者にサービス利用計画を立てることが義務づけられ、その事業所指定の事務も市町村におりてきました。障害児の分野も市町村の担当に変わりました。この10月に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待防止センターを市町村の担当課が担うことになりました。児童福祉の分野でも、母子保健の分野でも恐らく同様でしょう。昨年度、児童福祉・母子保健・障害福祉の分野に新たに保健師さんが配置されたことは知っていますが、それでも目先の対応に追われているのが実情でしょう。ここにこの虐待を把握し、対処できなかった原因はあると私は考えます。虐待の危険性が潜んでいることを直感し、対処すべきケースとして挙げていける熟練した職員をかなめとした組織的体制をつくるために、そしてハードなケースワークが必要なケースには腰を据えて取り組めるように、この分野の職員を増員し、県の報告書にあるような複数の職種からの視点によるアセスメント、複数の職員による対応を行うことができる職員体制をつくることがもっとも大切だと思います。そして、生まれたわずかばかりの余裕を利用して、現場を運営している中心的職員が最前線に立つ職員を支え、ケースワークの経験を思想化し部署内で共有していくことで、将来を担う人材の育成や組織的基盤の強化が可能になるでしょう。町長の考えをお聞かせください。以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　１番、渡辺議員の田原本町で起きた児童虐待死亡事件についてご回答を申し上げます。

渡辺議員の田原本町で起きた児童虐待死亡事件についての一般質問に対する回答といたしまして、本事例につきましては、三宅町が子育て支援で関与していたものの未然に防ぐことができず、結果として子供の命が失われたケースでございます。

事例の発生等につきましては、渡辺議員の質問にございますとおりであり、まず渡辺議員の１番目の質問にある、この虐待を把握し対処できなかった原因はどこにあると考えていますか、このご質問につきましては、本事例に関して本庁では健康福祉課内で協議の上、医療機関とも連携をいたしましてハイリスク児への支援、並びにネグレクトの疑いで子育て支援を行ってまいりました。しかし、その支援等が課内協議や医療機関と

の連携に留まっていたことと、他課との情報交換や共有化、早期に特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に報告をし、複数の職種からの視点による虐待の判断や支援ができ得なかったことが、事例に対処できなかった原因ではないかと考えております。

渡辺議員が質問中で指摘されています、目先の対応に追われている実情が原因であるとの旨は、町といたしましては課題の一つとしてとらえております。また、本事例の母子が町内の母方祖父母が居住する実家に同居し、複数の大人の監護のもと養育されているとの認識や、幼児について生命に危険を及ぼす等の兆候が発見できなかったことから、差し迫った危機感を持ち得なかったことで、早期の虐待の判断や課内の危機管理意識に影響したことは否定できません。

次に、２番目の集中的な支援が必要なケースに、適切なケースワークをするためには人員増強による健康福祉課の体制強化が必要であるとのご質問についてでございますが、集中的に支援が必要なケースに適切なケースワークを行うためには、そこに係る職員一人一人の専門性の向上と同時に、町事務局体制の整備も必要であると考えております。この点につきましては、県の検証結果の課題として挙げられていることから、職員の専門性の向上については、事例検討を含めた研修等の実施を行うとともに、健康福祉課の体制の強化につきましては、来年度に予定いたしております役場組織の機構改革並びに組織の改変の中で、事務分担の見直しを初め人員配置等について実施してまいりたいと考えております。

なお、本町では今回の重篤な事例が発生したことを深く受けとめまして、磯城郡要保護児童対策地域協議会の緊急開催を要請し、地域連絡会を設置し当該事例の自己点検と再発防止の検討を行っております。現在、奈良県児童虐待検証チームの検証結果を受けまして、会議の報告書をまとめているところであり、今月中に開催を予定いたしております磯城郡要保護児童対策地域協議会に報告の上、公表する予定でございます。今回取りまとめる再発防止策等の視点を念頭に置きながら、今後とも地域における児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取り組みを行い、児童が健やかに育つ環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳勝秀君）　はいどうぞ、渡辺議員。

○１番（渡辺哲久君）　体制強化について前向きなご答弁をいただきました。ぜひ期待をしたいと思います。ちょっとその点、もう少し突っ込んで再質問します。

県の報告書でも出ていますが、要保護対策協議会に虐待が疑われる要保護児童である

として上げることがおくれたというような指敵がなされているんですけども、上げるかどうかというのは結局現場の直感で、これは危ないというふうに感じ取れるかどうかがかなめだと思うんです。私の質問は人員体制の強化ということを主に言いましたが、その点を前向きに取り組んでいただけるのであれば、町長おっしゃったように、質的な構造という意味で経験を蓄積して直感できる職員がやっぱり責任体制の中核にちゃんと配置できるような、そういう人員の量だけじゃなくて運営の仕組みというか、その的確な判断ができるような運営体制の強化ということも必要ではないかというふうに考えます。具体的な点はもちろん現場で協議して判断してもらうことになると思いますが、基本的な考え方として、町長のほうからもそういう考え方の提示というものは必要ではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（志野孝光君）　渡辺議員の再質問、おっしゃるとおりだと思います。私もこういう事例発生等も含めまして、それ以前からもやはりそういう部分の、職員全般においてのスキルアップも努めてきております。まだまだ成果が出てきておる途中ではないかなと思います。さらに手を緩めることなく、そういう職員の研修等をまめに行っていきまして、スキルのアップを図っていきたいと思います。

また、組織につきましても先ほどからお話をさせていただいておりますように、平成25年４月に行います機構改革において組織の中での体制強化を図っていきたい。

また、ご承知のように保健師の新規採用についても実施をいたしました。ただ残念なことに、結果といたしまして多数の受験をいただき、また二次試験を行いましたが、最終的に合格通知をいたしました方から辞退の届け出がございまして現在、期待しておりましたが保健師の採用についてはございません。ただ、このままでは私もおいておくわけにもいきませんので、その辺は十分認識しておりますので、できますならば再度試験を実施して、何とか優秀な保健師の確保に努めていけないかなと、現在その辺は総務課と検討をしておるところでございます。

○１番（渡辺哲久君）　違う角度からなんですが、そういう取り組みを継続させていくということが大切だと思うんです。役場の職員の宿命として、定期的な異動があります。せっかく集中的に力を高めたとしても、異動によって力が分散していくと、長期的に結局スキルが低下していくというような危険性もなきにしもあらずです。特に虐待にかかわっては、かなり高度な経験とスキル、直感に頼る部分が大きいと思いますので、そういう意味で、人事異動に関しても計画的な人事異動というか、スキルの低下を招かない

ような計画的な人事異動ということが必要ではないかというふうに思います。現場はやっぱり、なかなか差し迫った問題で動かざるを得ないので思うどおりになるというふうには私も思っていませんが、しかし長期にわたってスキルを積み重ねていく、その継承をしていく、できれば少しずつでも人事異動があったとしてもレベルが維持されていく、そういうような人事配置、人事異動ということも大切な要素ではないかと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（志野孝光君）　渡辺議員のおっしゃるとおりと私も思います。特に専門性を要する職につきましては、議員のおっしゃったとおりだと十分に認識をしておりますので、今後の異動等におきましても配慮してまいりたいと考えております。

○１番（渡辺哲久君）　以上です。

◇　松　田　睦　男　君

○議長（辰巳勝秀君）　続きまして、７番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

○７番（松田睦男君）　ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

防災に関する件ということでございますが、この印刷の中で中ほどに「南海トラフト」と入っているかと思います。この「ト」を抹消していただきたいというふうに思います。

平成24年10月30日から31日、五條市及び十津川村を４名の議員と視察をいたしました。中尾議員に県と交渉していただき、県職員の昨年の台風12号豪雨による甚大な災害被災地を案内してもらいました。１年が過ぎた今でも、家が土砂に埋まったまま手つかずの場所もあり、被害の深刻さを実感いたしました。県職員によれば、日ごろから危険予測がなされ、地域住民に早目の避難指示を出し、人的災害を最小限に食いとめられましたが、まだまだやるべきことがたくさんあったと反省をされていました。

あの惨状を見たとき、私は行政、議会、自治会が一体感を持って災害対策を検討すべきではないかと強く感じたところでございます。南海トラフ大地震について、専門家がいろいろな角度から意見を述べられており、各地で災害に対する備えや、災害発生時の体制が整えられつつあります。三宅町でも自治会で防災訓練が実施され、それなりの取り組みがなされていますが、行政側の取り組みに対して幾つかの問題点が地域住民から指摘され、私も訓練のたびに不安を感じています。

そこで１つ目としまして、自治会の訓練時には行政側も参加すべきではないかと思いますが、いかがですか。２番目に、災害発生時に石見地区では職業訓練校に集合し、全

員が小学校まで避難することになっています。この避難手順は、地震、火災、大雨、台風等のいずれかの災害を想定されているのでしょうか。３つ目に災害発生時、町長、町職員が中心となり行政としての対応に当たると思いますが、どのような体制になっていますか。町職員のうちに三宅町の居住者は何名なんですか、それが全職員の何％に当たるんですか、そして男女の比率はどうなっているんでしょうか、お答えください。

また、現状の体制で不安な点はありませんか。問題があるとすればどのような点で、どのように解消すべきだとお考えですか、ご答弁願いたいと思います。答弁いただきました後、また自席から再質問をすることがあるかもわかりませんので、よろしくお願いしておきます。

以上です。

○議長（辰巳勝秀君）　はい、どうぞ。

○町長（志野孝光君）　７番、松田議員の一般質問につきましては、総務課長がご回答を申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　中川課長。

○総務課長（中川　章君）　ご質問のありました防災に関する件についてのご回答をさせていただきます。

皆様ご存じのとおり、紀伊半島大水害は平成23年８月30日から９月４日の５日間で、総降水量2,436ミリという過去に例のない大雨により大規模な土砂災害が集中発生し、奈良県の崩壊土砂量は全体の９割に当たる8,600万立方メートルです。土砂崩れによる河川閉塞は県内で16カ所、被害の状況は死者14名、行方不明者10名、負傷者６名、全壊家屋49棟、半壊家屋69棟、一部破損14棟、床上浸水13棟、床下浸水38棟という甚大な被害が発生しました。

奈良県においても100年の計に立ち、災害に強く希望の持てる地域を目指すため、平成32年度までの10年間、復旧復興計画を策定され、特に平成26年度までは、集中復旧、復興期間とし、被災地域への迅速な立ち直りと回復、地域の再生・再興、安全・安心への備えの３つを方針に取り組まれているところであります。

三宅町においても、大和川、曽我川、寺川の３河川が南から北に流下する地域であり、気候変動等により短時間に局地的に激しい雨が降り注ぎ、ふだん緩やかな河川が一変して増水、はんらんし、地域に甚大な被害を及ぼす可能性があることは言うまでもありません。

町では、安全・安心の町づくりの一つとして災害に強い町づくりを目指すため、ハード面においては公共施設の耐震化や道路、橋梁、河川等のライフラインの強化を長期的に図り、ソフト面においては町民における自助活動、地域における共助活動を推進してまいりました。特に、自主防災組織の推進については全大字で結成され、各大字においてさまざまな活動を計画実施されているところであります。

そこで、松田議員ご質問の１番目の、自治会の訓練時には行政側も参加すべきではないかとのご提案ですが、現在町では１月17日の「防災とボランティアの日」の月末に、全自主防災組織と三宅町の合同で防災訓練を毎年実施しております。平成21年度と22年度は参集訓練を踏まえた総合防災訓練を、平成23年度はディグといわれる災害図上訓練を行い、事前に危険を予測、同時に避難経路、避難場所、即応性のある避難準備の徹底、地域の住民や関係機関においてどのような対策や連携が必要であるかの検討を行い、参加者の間で共有することができたと感じています。もちろん、おのおの活動に参加させていただき、地域防災への意識を高めることも重要でありますが、行政の役割は災害に関する基礎知識や地域の情報を町民に正確かつ具体的に情報提供するための体制を強化し、日ごろから防災意識の向上のために災害予防と減災対策の強化に努めているところであります。あくまで自主防災組織は地域住民が協力連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るための組織であり、本町におきましても既に10自治会で自主防災組織が結成され、自主的な活動、訓練が行われておることから、それぞれ個々の訓練への参加は考えておりません。できますれば松田議員も地元の石見自治会だけでなく、三宅町のそれぞれの自治会、自主防災会でも地域防災訓練が実施されておりますのでぜひご参加いただき、地域防災力の向上にご尽力賜ればと願います。

次に２番目の、災害時、石見地域では職業訓練校に集合し、全員で小学校まで避難することとなっています。この避難手順は地震、火災、大雨、台風等いずれの災害を想定されているのかのご質問ですが、三宅町地域防災計画において、避難救助等に係る想定はすべての災害時に時を失することなく、危険地域の住民を安全地域に避難させ、住民の生命及び身体を保護することが目的であり、災害の種別ごとの避難手順ではなく、それぞれの災害の現状や被災状況により危険を一時的に回避したり、帰宅困難者や公共機関が回復するまでの場所が一時避難所であり、さらには最終的には集団避難する場所が広域避難所であると位置づけております。

次に、３番目の災害時の職員体制及び職員に対する比率のご質問ですが、まず災害時

の職員体制につきましては、三宅町地域防災計画の災害応急対策計画と地震災害応急対策計画や三宅町職員初動態勢マニュアルにおいて、災害警戒体制の配備基準により予備動員及び１号動員体制の災害警戒体制、２号動員及び３号動員の体制の災害対策本部体制が定められており、おのおの動員体制につきましては本年度より全職員を対象といたしまして、従来の班動員数を六、七名から十一、二名体制への強化を行いまして、町がその有する全機能を発揮して、迅速で的確な活動を実施するために体制を整えております。

また、全職員108名のうち25名が三宅町の居住者でありまして、比率は23.1％となっております。なお、25名のうち男性が14名で比率が23.0％、女性が11名で比率が23.4％となっております。ちなみに、磯城郡在住者は男性が26名で比率は42.6％、女性が20名で比率が同じく42.6％、合計は46名で比率が42.6％となっております。また、磯城郡隣接市町村、大和郡山市、天理市、桜井市、橿原市、広陵町、河合町を含めますと男性が45名で比率が73.8％、女性が33名で比率が70.2％、合計は78名で比率が72.2％となっております。

それで、４点目の現状の体制で不安な点はありませんか、問題があるとすればどのような点でどのようにそれを解消すべきだとお考えですかとのご質問とも関係するのですが、三宅町では前段申し上げましたとおり、ここ数年で三宅町に在住の職員は23％程度と少なくなっていることも事実です。しかし、磯城郡隣接市町村在住の職員は78名、72.2％となっていることや、全職員が車での出勤を基本とした場合、30分以内に役場に到着できる者は84名、全体で77.8％に及ぶことや、さらに１時間以内に到着できる者は106名と、ほぼすべての職員について可能であること。また、予備動員である夜間時等の防災体制の中で、勤務を要しない日である休日や祝祭日において出動実績といたしまして、警報が発動された後、１時間以内に出勤できた職員は49.1％、１時間30分以内に出勤できた職員は87.7％と、一つの班の体制が12名程度となっておりますので、１時間以内には約半数の６名前後、１時間30分以内においては10名から11名の体制を整えることが可能であることから、初期の災害警戒体制として対応できるものと考えております。ただ、災害対応業務につきましては、非常に短い時間に大量の事務が発生します。未経験の業務を迅速かつ公正に処理しなければなりません。しかし、多くの自治体が抱える人員不足の問題や災害時の対応自体が未経験である職員が多いため、ほとんどの職員が実際の実務のノウハウが不足している状態です。もちろん、被災市町村のみでの対応に

は限界があります。国、県、近隣市町村や関係機関との役割分担や連携を持つことが非常に重要であり、今後情報共有の仕組みを整理検討するとともに、職員研修や職員の参集訓練とさまざまな災害訓練を積み重ねることにより、スキルの向上や対応力の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、松田議員の一般質問のご回答とさせていただきます。

○議長（辰巳勝秀君）　はい、どうぞ。松田議員。

○７番（松田睦男君）　今、総務課長のほうから非常にすばらしい回答をいただいたんですが、実際問題として今言われたようなことは可能かどうかということです。これは机上の計算、優秀な職員がいろいろ考えて、そしてそういうマニュアルをつくって実施する、これには何も異論はございません。

ところで、過日石見地区におきまして、11月18日の日曜日に石見自治会の防災訓練が実施されました。そのときの参加人員が125名、そして日本防災奈良支部より２名の専門家、そして婦人会より15名の方が参加されて豚汁の炊き出しなどをしていただきました。その他の地域から見学者いいますか、そういう方が８名おられておりました。そこで、この日本防災奈良支部より、石見地区の自治会を12班に分けて、そしてそこで支部より問題提起の各班別に、いろいろこの場合はどうするかということを話し合い、そして12班の中の代表者がその班で話し合われたことを発表してまいりました。非常にこれは有意義な訓練であったと私は思います。

しかし今の回答の中で、これは自主防災の関係で、行政はそれに参加することは考えていないという回答でございましたが、これはもう一遍よく考えていただきたいなというふうに思います。

まず、この三宅町、奈良県では、地震などが発生した場合には、液状化という問題が非常にクローズアップされてくるんじゃないかと。今、課長の話によりますと車で１時間以内で何％の方が駆けつけることができるとかありましたが、これが橋とかそういうものが崩壊して通れない、また自分の家から車で来ようと思っても、自分の近くの道路が倒壊してどうにも通行できない、いろんな場合が想定できると思うんです。そういうことも考えて、今言われたことに対しては、非常に考え方としては一般的に聞いたら何の異論もないと思いますが、実際それが可能かどうかということを考えていただきたいと思います。

それで、この前の石見地区での防災訓練の中で問題点が出ましたのは、なぜ行政側が

ここに参加しないのやということ。そして、災害時、石見地区で場所的に混乱するのではないかと。125名の方でも、訓練校の体育館の中でいろいろやりましたら、もう場所は125名でもいっぱいだというような感じになりました。そういう点。

それで、なぜ小学校までそういう災害時のときに全員を、小学校まで集めなければならないのかと。これもちょっとおかしいのではないかということで、そういうことが意見が班の中で話し合われました。

この石見地区の防災訓練ですが、非常に今回に対しては本当にそれに関係された方、ご苦労だったと思うんですね。寒い日でございましたが、スーパーと協力していただいてダンボールを持ち込んで、ダンボールでその12班別々で囲いをつくってそこで話し合うということで。そして、奈良支部の防災関係者もいろんなところに入っていって、いろいろと指導もされましたし、こういう訓練は非常に役に立つんじゃないかなというふうに思いましたので、行政は参加するのは考えていないというのではなくして、そういうところがあったら顔でも出していただいて、どういう地域でやっておるのかというぐらいのことは、行政としても考えていただいたらいいんじゃないかというふうに思います。

そして、今、三宅町に48名の方が男女合わせて、これで本当にそういうときに対処できるのかどうか、そういうところも再検討する余地があるんではないかというふうに思いますので、そこらをもう一遍ご回答を願いたいというふうに思います。

○総務課長（中川　章君）　それでは、ただいまの松田議員の再質問、何点かございましたけれども、基本的に自主防災組織で訓練をされている訓練時に行政の参加云々という話がございましたけれども、私どもといたしましては、自主防災組織につきましては、やはり自助・共助の立場から地域住民の方が協力、連携をしていただきまして、災害からやはり自分たちの地域は自分たちで守っていただくというふうな活動を自主的にされております。この災害時に実際に災害が起こったときに、行政がそこへ参加して駆けつけることもできない場合も当然想定されます。あくまでも、その自主防災訓練をしていただいたという報告は町の方はいただいております。その辺のどういう訓練をされたかということは把握しております。

それと、現体制ですけれども、先ほど今の職員の49名の体制の云々という話もございましたけれども、確かに議員のご質問の中で、不安な点につきましてはないとは言い切れません。これはさきに申し上げましたように、やはり今まで私どもといたしまして、

災害が実際起こったときに非常に未経験の職員も多いということもございますし、すべての業務を職員だけで対応できるかと言われれば、それは対応できるということは確かに言い切れません。その辺は先ほどの回答でも申し上げましたように、今後、職員のスキルアップも含めまして対応を考えていきたいということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○７番（松田睦男君）　その地域からの訓練の内容は、報告で知っているということでございますが、やはり行政職として三宅町の場合、いつも町長も申していますが、非常に狭い地域でございます。だから、いつも職員が石見地区だったら、どことどこがどうだとそういうことを日ごろから把握しておくことが大切ではないかというふうに思っています。何でもかんでも自主防災、自主的にやっていただく、これはちょっと話しずれますが、通学路のこれについてもこれは自主的にやってもらっておるんですから、それはそこで検討してくださいと。何でも自主という言葉に頼り過ぎて、みんな住民に丸投げするようなことはいかがなものなのかなというふうに考えますので、回答としては、文書で回答をいただいたら、恐らく三宅町の防災についてはすばらしいなという回答があると思うんです。実際問題としては、そういうときにどう対応するかということをもう少し真剣に、お互いに地域の防災には町職員が参加することは考えていませんということでばんとはねのけるのではなくして、少なくとも「検討させてもらいます」ぐらいの回答をいただけたら質問したほうとしてもちょっと納得いくんですけれども、頭からぽんとけられたら、ちょっといろいろと反論したくもなりますので、その辺を申し添えて質問を終わります。

◇　中　尾　正　巳　君

○議長（辰巳勝秀君）　引き続きまして、４番議員、中尾正巳君の一般質問を許します。

○４番（中尾正巳君）　それでは、議長の許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

私のほうは、高齢者対策について。

成熟社会を迎え、年々高齢者の人口は増加しております。また、高齢者は元気であり、経済的にも自立されている人たちが多くなっています。しかし、残念なことに、いまだ高齢期は余生などとする固定観念や、高齢者を一律に年齢で弱者扱いする慣習等が見受けられます。このままでは、高齢者の自己実現を妨げるばかりでなく、町の活力の低下

を招きかねないと思われます。

　したがって、活力のある町を築くためには、増加する高齢者への対策がますます重要になってきます。今後、高齢者福祉において、高齢者の知識や経験が十分に活用され、高齢者が生涯を通じて多様な場所で活躍し、町の活力となる仕組みの構築が必要であると考えられます。さらに今後、人口の減少と速いスピードで高齢化が進む傾向にあり、このような状況では、町として今後の高齢者の方々の活躍できる場の取り組みや展望があれば、考えを聞かせていただきたいと思います。

　以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　副町長。

○副町長（出井雅史君）　４番、中尾議員の高齢者対策に関する質問について回答いたします。

　中尾議員ご指摘のように、高齢者が職場や家庭、地域社会で長年培ってこられた技術、経験を生かしながらお互いに協力し、社会的な役割を担うことで、生涯現役として自分らしく自由に、生きがいや自己実現を図ることができる場づくりは、非常に重要であると考えております。

　このことに関しましては、三宅町第３次基本構想では自分の健康は自分が守ると、そういった認識のもとに健康づくりに取り組むことや、高齢者が住みなれた地域で過ごしていくためには、行政と地域の連携による地域づくりが必要である旨をうたっております。

　また、三宅町高齢者福祉計画及び第５期介護保険事業計画では、だれもがいつでも安心を感じられる町づくりを基本テーマとして、健康づくりへの支援や高齢者の社会参加への促進等の取り組みの方向性をお示ししているところでございます。

　さて、中尾議員のご質問にあります高齢者の方々の活躍できる場所の取り組みにつきましては、高齢者の自主的活動の支援としましては、高齢者がみずから企画して実行する地域のボランティア活動を積極的に支援しております。この支援の具体例としましては老人クラブ活動推進事業で、三宅町幼児園との交流事業など、世代間交流の促進やボランティア活動、児童の健全育成や文化交流等の担い手としての社会活動の支援を行っております。また、地域の拠点整備を行うため、昨年度におきましては、奈良県の地域の居場所づくり推進事業補助金を活用し、伴堂と屏風での居場所の整備について支援を行いました。

地域の取り組みとしましては、伴堂自治会におきまして、昨年度のモーニング食事会に続き、本年11月には、おかげ会館に150名を超える人が集い、収穫祭が開催され、準備していただいた豚汁やおにぎりがなくなるぐらいの盛況さであったと聞いております。この居場所づくり推進事業補助金につきましては、今年も県で実施されることになりましたら活用していきたいと考えております。

次に、学習機会の提供としましては高齢者健康づくり推進事業として、三宅町社会福祉協議会に委託事業により実施しております健康体操や書道教室を初めとする高齢者教室、公民館活動等における生涯学習等の情報提供を行い、みずからの生きがいづくりや社会参加につなげられるよう支援しております。一方、就労意欲や能力を有する方につきましては、その活力や能力が発揮できますよう、シルバー人材センターなどの情報提供を行っています。さらに、高齢者が心身良好な状態を維持し、自己実現に向けて生き生きと暮らせるよう健康寿命の延伸のため、生活習慣予防や介護予防を目的として、運動機能向上教室や認知症予防教室を初めとする介護予防事業や健康診査を実施しております。

今後とも、議員ご指摘の、高齢者が生涯を通じて多様な場で活躍し、町の活力となる仕組みの構築に向けまして、さらなる高齢化社会に対応すべく健康福祉課を初めとし、関係事業所管課での継続した取り組みを続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辰巳勝秀君）　中尾議員。

○４番（中尾正巳君）　これで結構です。

○議長（辰巳勝秀君）　以上で一般質問を終わります。

◎追加議案の上程

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。本日の議事日程に追加議案を上程したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　異議なしと認めます。よって議案を追加することに決定いたしました。

追加議案の議事日程を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

○議長（辰巳勝秀君）　配付漏れはございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。

◎同意第６号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳勝秀君）　日程第１、同意第６号　副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　同意第６号　副町長の選任については、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでありますが、現出井副町長にはこの１年９カ月間、本庁の行政の中核としてご努力いただきありがとうございました。

ご承知のように、県からの派遣は原則として２年間ということとなっておりますが、このたび県の新たなプロジェクトが立ち上げられたことにより、出井副町長に県に戻っていただくよう要請があり、任期の途中ではありますが出井副町長には県に戻っていただき、多くの先輩と同様、本庁のためにさまざまな形でご援助、ご協力を賜ることとし、後任の副町長につきましてはお手元に配付いたしておりますとおり、引き続き県から派遣をいただき、行財政が非常に厳しい中、住民のニーズに的確に対応するため、県職員としての豊富な行政経験とこれまで培った知識をお持ちの中村吉代茂さんを副町長として選任いたしたく提出いたしております。

氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所　――――――――――――――――――――。

氏名　中村吉代茂。

生年月日――――――――――――生まれ。

何とぞよろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（辰巳勝秀君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○議長（辰巳勝秀君）　松田議員。

○７番（松田睦男君）　今、町長のほうから副町長についての説明がございましたが、町の職員の中にも優秀な職員が多くいると思っております。そこで、どうしても県から副

町長を招かねばならないのか、町職員の中から副町長を選任して自前の町をつくっていく、そういうお考えはないのでしょうか。今の説明によりますと、今回来られる方については非常に学歴も優秀で、そして外交的にもいろんな手腕を発揮された方という説明はいただいております。私はこれに反対するものではございません。町職員にも立派な職員がおるから、町職員の中から副町長をというお考えは町長の考えの中にあるかないか、そこだけお聞かせください。

○町長（志野孝光君）　大変貴重なご意見として、十分心にとめてこれからの行政運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（辰巳勝秀君）　質疑なしと認めます。したがって質疑を終結します。

本件に同意を求める件を採決いたします。

採決は起立で行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳勝秀君）　起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続きまして、中村吉代茂副町長が来ておられますので入場願います。

（副町長　中村吉代茂君入場）

○副町長（中村吉代茂君）　ただいま、副町長の選任にご同意いただきまして紹介いただきました中村吉代茂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

もとより微力でございますけれども、三宅町発展のために全力を尽くして頑張っていきたいと思います。心よりお願いを申し上げたいと思います。

本日は議員の先生の方々の、これからご指導ご鞭撻をいただきましてよろしくお願いしたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

（副町長　中村吉代茂君退場）

◎副町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　ここで、平成24年12月31日をもって退任されます出井副町長より退任のあいさつを受けることにいたします。出井副町長。

○副町長（出井雅史君）　まず初めに、私の退任のあいさつの機会をお与えいただきましたことにつきまして、辰巳議長様初め議員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

私、このたび12月31日をもちまして、三宅町の副町長を退任させていただきまして、県に戻ることになりました。昨年の４月１日からこれまでの間、議員の皆様、町民の皆様からいろいろとご指導ご鞭撻をいただきながら、さらに志野町長、職員の皆様に支えていただき、微力ながら職務を遂行させていただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

さて、私が三宅町で印象に残りましたのは、さまざまな会合や行事に参加させていただいた中で、地域のことを真剣に考えて情熱と実行力を持って取り組んでおられる方が、多くの町民の皆様がいらっしゃったということでございます。まさにまちづくりにつきまして、町民の皆様、議会、行政の３つの力が一体となって臨んでおられる結果ではないかと実感いたしました。

なお、私事でございますけれども、県に戻りましても三宅町での在職中のさまざまな経験を生かすとともに、三宅町政の発展にもご助力させていただければと思っております。

私の後任としまして、先ほど中村吉代茂君がご同意いただきました。議員皆様、より一層のご厚情とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりましたが、三宅町議会のますますのご発展と議員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○議長（辰巳勝秀君）　どうもありがとうございます。

このたび、退任されます出井副町長さん、１年と９カ月の期間ではありましたが、大変ありがとうございました。

県派遣職員として三宅町にお越しいただき、三宅町政に熱意を持って指導していただきましてありがとうございます。三宅町議会を代表いたしまして、この場をおかりして心からお礼申し上げます。

出井副町長には健康に留意され、さらなる活躍を祈念しておりますので、また県へ戻られましても三宅町行政に指導ご鞭撻を願いたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがお礼の言葉といたします。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳勝秀君）　お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面の諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第６項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君）　ご異議なしと認め、よって議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（辰巳勝秀君）　以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりごあいさつをいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　三宅町議会第４回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例議会に補正予算案５件、条例の改正案４件、規約の変更案１件、財産処分案１件、専決処分事項報告１件、同意案１件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、全議案の可決決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今後とも町政の発展のため、議員皆様方には一層のご理解並びにご協力をお願い申し上げますとともに、年末を迎え何かと忙しい時期ではありますが、ご自愛いただきますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（辰巳勝秀君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳勝秀君）　閉会に当たりまして一言、私から皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

４月の臨時会より議長を務めさせていただいてから、本第４回12月定例会まで本当に議員の皆様のご協力によりまして、無事議了することができましたことを心から厚くお礼申し上げます。

年末に向かい寒さが増してきますが、どうかご自愛していただき、よい年を迎えられ

ることを祈念申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

以上で平成24年12月三宅町議会第４回定例会を閉会いたします。ご苦労さんです。

（午前１１時０５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員